

設立の趣旨と沿革

1. 創 設

創設に至る経緯については、十年誌、二十年誌において詳しく記述されているので、ここでは設置までの過程のみ順をおって列記することとする。

昭和40年7月全国特殊学校長会から文部省に対する「心身障害児に対する特殊教育のための総合研究機関の早期設置の検討を求める要望書」の提出、昭和42年7月文部省初等中等教育局に「特殊教育総合研究調査協力者会議」の設置、昭和43年8月特殊教育総合研究調査協力者会議議長（辻村泰男 初代国立特殊教育総合研究所長）から文部省初等中等教育局長に対し「特殊教育総合研究機関の設置について（報告）」及び「特殊教育の基本的な施策のあり方について（中間報告）」の提出、昭和44年4月文部省に「特殊教育総合研究所設置準備協力者会議」の設置、昭和45年3月特殊教育総合研究所設置準備協力者会議議長（梅津八三 東京大学名誉教授）から文部省初等中等教育局長に対し「特殊教育総合研究所の運営および建設のあり方について」の報告の提出、昭和46年5月27日「文部省設置法の一部を改正する法律」の公布を受け、昭和46年7月文部省に「国立特殊教育総合研究所設置準備室」の設置、同年10月1日同法施行と同時に国立特殊教育総合研究所が発足した。

2. 充実・発展

二十年誌発行以後平成4年から今日までの10年間について充実・発展の状況を組織の改組、人事異動等による人的なものとの物的（施設・設備等）なもの及び事業の観点からそれぞれ記す。

特筆すべき大きな流れとしては、平成13年1月6日中央省庁再編により、文部省と科学技術庁が統合し、文部科学省となり所管課であった特殊教育課は特別支援教育課に名称変更となった。また、平成13年4月1日より所轄研究所から独立行政法人国立特殊教育総合研究所となった。

人事の面では

平成6年3月31日 倉地克次所長が4年間の在任の後退任

平成6年8月10日 菴谷利夫前日本育英会理事が第5代所長として就任

平成11年6月30日 菴谷所長が5年間の在任の後退任

平成11年7月6日 高 為重前文部省総務審議官が第6代所長として就任

平成13年3月31日 高所長が1年9月の在任の後退任

平成13年4月1日 細村迪夫群馬大学名誉教授が第7代目、独立行政法人初の理事長に就任

名誉所員の称号授与では、平成6年9月7日に永峯 博前病弱教育研究部長、平成7年4月10日に宮崎直男前精神薄弱教育研究部長、平成7年11月13日に倉地克次第4代所長、平成8年10月1日に村田 茂前肢体不自由教育研究部長、平成10年4月21日に平井 保前肢体不自由教育研究部長、平成10年4月26日に詫間晋平前教育工学研究部長、平成11年5月11日に木塚泰弘前視覚障害教育研究部長、平成11年7月21日に菴谷利夫第5代所長、平成12年4月18日に菅原廣一前聴覚・言語障害

教育研究部長、平成13年5月8日に山下皓三前知的障害教育研究部長にそれぞれ授与した。

組織の面では、平成8年4月の特殊教育情報センター開設に伴い、特殊教育情報センター長（総合企画調整官が併任）の下に管理運営事務をつかさどる運営部門、特殊教育の普及及び情報システムの研究開発をつかさどる研究開発部門が置かれ、運営部門には、部門長に運営部長を充てるほか、運営管理室長以下に研修情報課各職員が併任し、研究開発部門は、部門長の下に研究開発室を設け、研究開発室を普及研究担当及びシステム研究担当に分け、特殊教育情報センター設置準備室（平成6年2月設置）担当者を中心にそれぞれに研究職員を併任配置した。

また、平成8年4月附属教育相談施設に教育相談研究室が設置され、室長以下に施設長及び研究職員を併任配置した。

平成10年9月28日「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」の公布に伴い、平成11年4月より、精神薄弱教育研究部及び各研究室を知的障害教育研究部、重度、中度及び軽度知的障害教育研究室とそれぞれ名称を変更した。

平成13年4月の独立行政法人化に合わせ、運営部を総務部、庶務課を総務課、教育工学研究部を情報教育研究部、特殊教育情報研究室を情報教育研究室、附属教育相談施設を教育相談センターに名称変更した。また、特殊教育情報センターを廃止しプロジェクト研究及び国際交流の充実に資するとともに特殊教育情報センターの機能を併せ有する総合政策情報センターを設置した。センター長（理事）の下にプロジェクト研究部門、特殊教育情報研究部門、国際交流部門を設けそれぞれに研究部長等を併任配置した。

また、総務部関係では、総務課に文書広報係、国際交流係及び教育相談センター事務係を新設するとともに、企画係及び国際交流係を総合政策情報センター事務室に、教育相談センター事務係は教育相談センターにそれぞれ配置した。研修情報課では、研修係を研修第一係、研修第二係の2係に分割、図書係及び普及係を合併した情報サービス係を新設、電子計算機係を情報管理係に名称変更した。

施設・設備関係では、平成8年4月の特殊教育情報棟の新設、東研修生宿泊棟の新設、西研修生宿泊棟の改修が挙げられる。特殊教育情報棟は前述の特殊教育情報センターの機能を有効に活用するための施設として建てられ、図書室、電子計算機室、研修情報課事務室等が移転、特殊教育情報研究室の他特別会議室、パソコン研修を行う演習・講習学習室等を設置した。これに伴い研究管理棟各室等においても若干の移動、改修が図られた。研修生宿泊棟の新築、改修においては、これまで長期研修生と短期研修生が同一の宿泊棟で宿泊していたものが、長期研修生が東宿泊棟、短期研修生が西宿泊棟に分かれたほか、どちらもユニットバス・トイレ付きの完全個室、冷暖房完備となった。

平成13年3月に終了したバリアフリー関連工事では、研修棟及び食堂棟から研修員宿泊棟に繋がるエレベーターの新設の他、研究管理棟エレベーターの更新、各廊下への手すり設置等大幅な改修を行った。また、図書室の自動入退出システムの導入により、昼休み、勤務時間終了後及び休日などの時間外にも図書・資料が閲覧できるようになった。

この10年間における当研究所のその他の動向をみると、海外の研究機関（者）との交流が活発化し、平成7年11月には韓国特殊教育院と、平成10年11月にはドイツのケルン大学特殊教育部とそれぞれ交流協定を締結した。研究成果の普及活動では、昭和63年度から年2回開催してきた研究成果報告会とは別に、平成5年度から国内外の研究者等による講演、研究所の研究発表等及び各発表者等によるパネルディスカッションなどを盛り込んだ特殊教育シンポジウムを開催してきた。平成8年度よりこれら普及活動の整理を図り、研究成果報告会を当研究所において年1回、特殊教育シンポジウムは特殊教育普及セミナーと名称を改めて年1回それぞれ開催してきた。さらに平成13年度からは、特殊教育普及セミナー及び研究成果報告会の名称を特殊教育セミナーと改称して年2回実施する予定である。

研修活動においては、平成5年度から「通級による指導」指導者講習会を、平成7年度より「学習障害児等担当指導主事講習会」（現：学習障害児等指導者講習会）を新たに開講した。また、平成13年度には、文部科学省から「盲・聾・養護学校寮母指導者講習会」及び「交流教育地域推進指導者講習会」が移管された。

なお、平成12年度には、開設当初から使っていた長期又は短期の研修生という呼称をそれぞれ研修員という呼称に変更した。

研究所事業等の活動状況

事業の概要

本研究所は、昭和46年10月1日、特殊教育に関する研究と関係職員に対する研修事業等を専門に担当する我が国における特殊教育の中心的総合機関として以下の目的の下に設置された。

- ① 特殊教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行うこと。
- ② 特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。
- ③ 第①の研究の成果の普及その他特殊教育に関する研究の促進を行うこと。
- ④ 特殊教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。
- ⑤ 特殊教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。
- ⑥ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

本研究所は、これまで上記目的に即して特殊教育諸学校の教育内容・方法等に資する研究を始め、現職教員に対する資質の向上と指導力の充実を図るための研修、特殊教育情報の収集・蓄積・提供、障害のある子どもやその保護者・教員等に対する教育相談の実施、海外の特殊教育関係機関・研究者等との交流、国立久里浜養護学校における教育について相互協力を推進してきた。

平成13年4月1日からの独立行政法人化に伴う業務は、創設時の設置目的と変わるものではない。ここでは、それぞれの事業についてその概要を紹介する。

1. 研究活動

本研究所は、障害児に対する教育内容・方法等に関し、関連諸科学相互の関連の下に实际的・総合的に研究を行うことが使命とされており、研究活動においてはその使命に応えるため、特殊教育の場や社会の要請等に基づく研究課題を設定し、障害のある者が可能な限り自立し社会参加することができる教育内容・方法等の実際的な研究の成果を生み出し、それを広く教育の場や社会へ還元することを目指し、その実施に努めてきた。

本研究所の研究組織は、主として障害種別に基づく8研究部と分室で構成されている。また、研究は、研究経費の種別、研究規模と内容により次のような形態で実施してきた。

- ① 一般研究：各研究部・室等が、その設置目的に即して課題を設定して実施する小規模の研究で、比較的定常的に行われるものである。その経費は経常経費によってまかなわれている。
- ② プロジェクト研究（特別研究）：社会のニーズや行政課題の要請に基づく課題、一般研究から発展した課題等について、各研究部・室等の枠を越えた研究プロジェクトチームを編成して行う比較的規模の大きい研究であり、特別に経費を計上して実施される。
- ③ 調査研究：教育の場の現状や課題、行政施策に関連する課題等の状況を把握するため、主に各研究部・室等を単位として行われるもので、特別に経費を計上して実施される。
- ④ 科学研究費補助金による研究：研究所、研究部等又は研究職員個々のレベルで申請が行われる。

⑤ その他の課題別研究：運用化を前提とした課題、例えば情報普及活動に関係した「特殊教育情報のデータベース開発に関する研究」などで、特別に経費を計上して実施される。

これらの研究成果は、多くの研究報告書や研究紀要（和文・英文）としてまとめられ、関係機関に配布するとともに関係学会における発表、研究所が主催するセミナーや報告会等を通じて普及を図っている。

2. 研修事業

研修事業は、昭和47年度より長期研修及び短期研修の研修事業を開始し、特殊教育関係職員の指導者の養成と中堅教員の資質の向上並びに指導力の充実を図ってきた。

昭和58年度からは、特殊教育諸学校等の新任校長・教頭を対象とした管理者講習（新任特殊教育諸学校等校長・教頭講習会）を、昭和61年度からは、都道府県及び政令指定都市の特殊教育センター等で教育相談を担当する職員を対象とした講習会（教育相談職員講習会）を、平成5年度からは、通級による指導担当者を対象とした講習会（「通級による指導」指導者講習会）を、平成7年度からは、学習障害又はこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒に対する指導方法等について指導的立場に立つ者を対象とした講習会（学習障害児等指導者講習会）を開始し、現在に至っている。

また、長期研修及び短期研修については、教育職員免許法に基づく単位認定講習として文部科学大臣の指定を受けており、特殊教育にかかわる単位未修得者に対する単位修得の機会を提供することによって、教員養成の役割を果たしている。

受講者総数は、平成12年度末で長期研修783人、短期研修5,859人、講習会延べ3,406人となっており、10,000人を超えている。また、単位認定講習では、延べ1,720人が単位を修得した。

3. 情報普及活動

本研究所の諸活動等の中核としての研究活動、研修事業及び教育相談活動における基底となる特殊教育情報の収集・提供・普及に関して、①内外の研究成果の普及及び資料の収集・分析・提供、②研究等に必要の図書、学術文献等の整備、閲覧等を目的に、情報普及活動を行っている。

研究の成果等は、研究紀要や各種の研究成果報告書として編集・刊行し、関係諸機関に配布し、その普及に努めるとともに、昭和63年度からは「研究成果報告会」を開催し、プロジェクト研究（特別研究）の成果や各研究部が取り組んでいる研究の成果及び研究活動の実施状況等について報告している。また、平成8年度からは「特殊教育普及セミナー」を開催し、以後毎年度、本研究所を含む内外の研究成果の普及を図っている。

他方、資料の収集や図書、学術文献等の整備に関しては、開所以来、整備・拡充を図っており、とりわけ効率的な諸活動等の遂行を支援するための情報システムを構築することが重要であることから、昭和49年度から図書業務を始めとして情報関係業務のコンピュータ化を進め、特殊教育に関する情報センターとしての機能の充実を図っている。

4. 教育相談活動

特殊教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うことが本研究所の重要な任務となっている。

教育相談センター（旧附属教育相談施設）は、これを実施する部門として設置され、昭和47年7月から教育相談活動を開始した。また、昭和51年5月に、東京都武蔵野市に設置された分室においても、「自閉性を主たる症状とする児童等に対する教育の内容及び方法に関する研究を行うとともに、これらの者の教育に関し相談に応じ、必要な指導、助言を行う。」との設置目的に従って、昭和52年4月より分室職員による教育相談活動を開始している。

教育相談活動の状況等については、毎年「教育相談年報」にまとめて刊行し、関係機関に情報提供している。

5. 国際交流活動

本研究所における国際交流活動は、従来から実施してきたA P E I D特殊教育セミナーの開催及び各種刊行物等による情報交換、外国人研究者との共同研究の実施、それに伴う研究者の派遣及び招聘、国際協力事業団、政府関係機関及びユネスコ等の国際機関が実施する事業への研究員の派遣や海外の研究者や教育者の研修受入れなどの協力に加え、平成6年には韓国特殊教育院と平成10年にはドイツケルン大学特殊教育部と交流協定を締結するなど近年一層活発化している。

6. 国立久里浜養護学校との相互協力

国立久里浜養護学校は、本研究所と相互協力の下に教育を行う養護学校として、昭和48年9月29日に設立された。

本研究所では、国立久里浜養護学校（以下、「学校」という）との密接な協力の下に、重度・重複障害児の教育に関する実際的な研究を行うとともに、学校の在学幼児・児童（以下、「児童等」という）の教育について相互協力を推進してきた。

本研究所と学校では、両者に関係する情報を交換するとともに、相互の協力に必要な事項について検討するため、「研究所・学校協力推進委員会」を設け、相互に関係する諸活動等を進めてきた。

相互協力の具体例としては、各教室・寄宿舎における児童等の教育指導及び各研究部における教育内容・方法等に関する研究を、組織的な協力の下でより効果的に行うために設けられた「教室別担当研究部制」、及び学校に在籍する個々の児童等の教育指導について、指名された研究所の研究員と担当教員が協力する「個別担当研究員制」を実施する他、学校への入学希望者の選考や教育指針に役立てるための資料作成等がある。

研 究

I 研究部・室の研究

視覚障害教育研究部

目が見えない、あるいは視力が著しく低いといった視機能の障害は、日常の生活や行動及び学習などに様々な制約・困難をもたらす。視覚的に知覚経験できないことによる外界の事物や事象についての知覚・認知の制約、また、自己の周囲の状況を把握することの困難さに起因する移動や運動の制約、さらにコミュニケーション活動の制約、とくに普通の文字や図形などの読み書きの困難さなどがある。

視覚障害教育研究部では、目の不自由な子どもたちがこれらの障害を乗り越え、学校や家庭、地域社会の中で自立し、社会参加に必要な力を育てるための指導内容・方法を中心に研究を進めている。障害の補償や保有する能力の活用という観点から、盲教育研究と弱視教育研究との二つの側面から研究を進めてきた。これまでは、以下のような視点で基礎的・実際的な研究を展開してきた。i) 保有する感覚の活用と効果的な視覚補償法や指導の研究、ii) 視覚障害児の読み書きの向上及び自立活動に関する研究、iii) 視覚障害児の視知覚及び触知覚等の諸特性についての研究などである。

各研究室の研究活動

(1) 盲教育研究室の研究活動

1) 研究の経過と成果

盲教育研究室では、視覚以外の感覚を活用する視覚補償という観点に立ち、教育指導の基礎となる心理・認知研究に重点をおいて、(a) 盲児の情報処理能力の発達・学習に関する研究 (S.63～H.5)、(b) 盲児の空間、図形、文字の学習に関する研究 (H.6～H.8)、(c) 盲児の触覚認知(ハプティック)の発達・学習に関する研究 (H.9～H.11) を課題に設定し研究に取り組んできた。

盲児の学習指導においては、効果的な読み書き能力の育成が学習の成否に関わっており、その基礎となる a) 触覚認知の発達過程の分析や、b) 探索技能の分析並びに触覚教材の具備すべき条件、c) 盲児用の触覚学習能力テストの開発などに取り組んできたところであるが、近年の情報機器の活用を含めて保有する能力の開発、育成を目指して、d) 個に応じた触覚や聴覚を活用した教材作成システムの開発に取り組んでいる。

これらの研究成果として、(a) に関しては、盲児用触覚学習能力テストと触覚認知教材を開発 (H.9) し、(b) に関しては全盲児童生徒に適した触地図の製作条件をまとめ (H.7) 現場に配布した。(c) に関しては、触覚認知(ハプティック)技能の学習トレーニングの方針を示すことができた (H.10)。

2) 今後の課題

視覚障害児の教育は、近年、早期教育への対応、交流教育の推進、コンピュータ利用等情報機器による情報教育の促進、重複障害への対応、専門性の向上など、抱えている課題は多く、当研究部においても、盲教育研究室と弱視教育研究室とが一体となり、教育現場と協力しながら研究課題を設定し、教育的ニーズに対応した研究体制をとっている。

近年、コンピュータ等を活用した教材や種々の教授法の開発がなされてきている。盲教育の分野でもコンピュータ等情報機器利用の日常化、凸図教材作成技術の進歩などにより、一般の教材と共通性の高い触覚教材活用の必要性が高まってきている。しかし、触覚教材を有効に活用するには音声等の聴覚の活用が不可欠であり、こうした観点から、盲教育研究室では、(A) 盲児のための個に応じた触覚・聴覚教材作成システムに関する研究 (H.12～)、(B) 盲乳幼児における触覚・聴覚情報の活用についての教育

的対処に関する研究（H.12～）の2課題を設定し研究を進めている。

（2）弱視教育研究室の研究活動

1）研究の経過と成果

弱視教育研究室では、保有している視機能の効果的な活用を図るなど、教育現場の指導における重要性を考慮し、(a) 弱視児の学習指導に関する研究—弱視児の読書効率に関する研究—（H. 4～H. 6）、(b) 弱視児用読書効率測定システムと読書環境の改善に関する研究（H. 4～H. 7）、(c) 弱視児の教育的視機能評価に関する研究（H. 6～H. 8）、(d) シミュレーション体験による障害理解に関する研究（H. 7～H. 8）、(e) 有効視野評価システムの開発（H. 7～H. 8）、(f) 障害児の教育的視機能評価に関する研究（H. 9～H.11）、(g) 視覚障害がある子どもの教育相談機能に関する研究（H. 9～H.11）などの課題を設定し研究を進めてきた。

これらの研究課題の焦点は、多様な弱視児の一人ひとりの能力を最大限に発揮させるために、個々の見え方の正しい理解と評価や支援の方法、また、学習環境や教材・教具の整備と指導法の工夫など、現場に密着した多角的観点からの実践的アプローチで行ってきた。これらの研究成果として、A) 弱視児の自立活動（養護・訓練）における「個別の指導計画」を作成する際の手引きについて作成（H. 2）。また、B) 弱視児の読書効率を高めるための「弱視用リーディング・エイド（H. 3）」の試作や、C) 「弱視児用文字学習カード（H. 4）」の試作、また、D) 「弱視児用読書効率測定システム（H. 6）」、E) 「有効視野評価システム（H. 8）」などを開発、試作してきており、これらは現在教育現場において活用されている。

障害児個々の視機能の把握については、F) 教育的観点からのチェックリストを作成し（H.11）国立久里浜養護学校に在籍している子どもたちの教育的視機能評価を行うなど、機関間への協力を進めている。また、G) 疑似体験セミナーを開催（H. 6～H. 8）し、視覚障害の理解・啓発を図ってきた。

2）今後の課題

ここ数年来、特殊教育諸学校等から、在籍している児童生徒等の「見え方（視機能）」について、教育的観点からの評価とそれを教育活動に生かす方策についての要請が高く、その視機能評価に基づく個別的指導プログラムの作成と教育的対応が求められている。また、早期教育への対応や地域における特殊教育のセンターとしての機能から、教育相談機能の充実と連携についての社会的要請も、特殊教育諸学校に課せられている。

そこで、弱視教育研究室では、(A) 弱視児の個に応じた指導内容・方法および支援に関する研究（H.12～）と、(B) 視覚障害乳幼児を対象とした早期教育相談に関する研究（H.12～）、の2課題を設定し研究を進めている。

(A) の弱視児の個に応じた指導内容・方法および支援に関する研究では、弱視児個々の教育的ニーズを、教育的観点から評価し、それを教育活動に生かす実際の方策について検討を行っているところである。また、(B) の視覚障害乳幼児を対象とした早期教育相談に関する研究では、当研究所の教育相談に来所するケースを中心に、盲学校教育相談と関連医療機関との有機的・効率的な連携の在り方について検討を行っているところである。

聴覚・言語障害教育研究部

社会の変化に対応して、障害のある子どもの教育についても、それぞれの教育の場において、一人一人のニーズに応じた適切な支援が求められるようになることが予想される。聴覚・言語障害教育においては、これまでの障害に応じた指導法や評価法等に関する研究成果を生かした支援の在り方を探求するとともに、障害認識やコミュニケーション活動に着目した新たな視点からの指導法等に関する研究が求められている。

各研究室の研究活動

(1) 聾教育研究室の研究活動

1) 研究の経過と成果

聾教育研究室では、主に聾学校を対象として、聴覚障害教育の諸問題について研究・提言を行ってきている。近年は、聾学校に在籍する児童生徒数の減少傾向、その障害の重度・重複化等に基づく聴覚障害教育の理念やアプローチの多様化に対応して、聴覚障害児のコミュニケーションを中心的な課題として取り上げ、キュード・スピーチ、手話などの様々なコミュニケーション手段の活用や母子（特に聴覚に障害のある両親と子ども）コミュニケーションについての研究を展開した。児童生徒自身あるいは両親の視点からコミュニケーションをとらえるアプローチを導入することにより、授業や指導内容に焦点を当ててきたこれまでの研究の在り方をより広い視点から見直すきっかけとなった。その一つは、音声言語を中心とする言語指導や言語発達に対する議論の枠組みの中に手話の言語発達と評価を取り込み、それぞれの言語の教育的な活用についての模索に関する確認であり、もう一つは、障害のとらえ方と教育的なかわりに関する今日的在り方の検討であった。

2) 今後の課題

聴覚障害教育の領域においては、障害のとらえ方が教育の目標や内容に大きく影響を与える側面があり、聾教育研究室では、障害のとらえ方をめぐる議論について、「聴覚障害児（者）の障害認識と社会参加」のテーマの下に研究を進めるとともに、異文化理解あるいは言語・認識発達の新しい可能性といった視点での研究展開をめざしている。

(2) 難聴教育研究室の研究活動

1) 研究の経過と成果

難聴教育研究室は、小・中学校に設置されているいわゆる通級指導教室や難聴特殊学級を主な研究フィールドとし、聴覚障害児の聴覚活用（聴能の評価、音楽リズムの指導、テレコミュニケーション等の研究）、補聴器の活用と評価（コミュニケーションの様子、聴覚の自己管理、補聴器の自己管理等に関する評価及び指導のためのチェックリスト試作）、補聴援助装置の活用（FM補聴器活用上の諸問題の検討）、コミュニケーション上のハンディキャップ（難聴児のきこえの理解に関する支援の在り方）に関する研究を実施してきた。

通常の学級等において、難聴児のきこえの状態やコミュニケーション上のハンディキャップに関する理解を深めるための方策について検討してきた結果、難聴児自身がきこえについてアピールしたり、補聴器の役割について説明したりすることができるよう支援することの必要性とともに、一方では、難聴の理解を促すための教材開発、それを活用した授業の構築に研究が焦点化されてきた。

2) 今後の課題

通級による指導の普及等により、通常の学級に難聴の子どもが在籍するケースが多くなってきている。そこで、難聴の理解を促すための教材開発を進めるとともに、それを活用した授業の在り方について具体的なモデル等を提供することによって、通常の学級における難聴の子どもへの教育環境の整備等に寄与

するとともに、他障害の理解促進等に対する研究成果の適用についても期待される。

(3) 言語機能障害教育研究室の研究活動

1) 研究の経過と成果

機能的な要因による言語障害の子どもに対する指導法等の研究を進めてきており、「幼児の構音発達とその予測」や「コミュニケーションチェックリスト」をまとめ、言語障害特殊学級の実践に貢献してきたが、平成5年度の通級による指導の制度化を受けて、「通級による指導の場における教師の役割」のテーマの下、「ことばの教室」（言語障害学級、通級指導教室）において教師が果たしている様々な役割を明らかにするための研究を進めてきた。また、「ことばの教室」が地域における早期からの教育相談を行う場としての役割を担うことが期待されることから、早期からの教育に対応する地域システムと「ことばの教室」との関係、幼児期における保護者支援の在り方、幼児指導の実際等について研究を進めている。

2) 今後の課題

通級による指導の制度化により、言語障害の子どもに対する適切な教育が確立しつつあるが、新たな課題として、就学前のことばに障害のある乳幼児に対する望ましい教育的援助の在り方、その保護者との連携等が挙げられる。今後、それらについての研究を進め、「ことばの教室」の役割の明確化と拡充に結びつけたい。

(4) 言語器質障害教育研究室の研究活動

1) 研究の経過と成果

器質的な要因による言語障害の子どもに対する指導法等の研究に取り組み、口蓋裂のある子どもや言語発達に遅れのある子どもへの指導援助に関する研究を通して、「ことばの遅れた子への援助」や「構音障害指導事例集（口蓋裂児の指導）」としてその成果をまとめている。近年は、言語障害をコミュニケーションの障害という側面からとらえる視点に立ち、関わり手の役割と言語指導の在り方に関する研究を進め、相互の関連性に着目する中でコミュニケーション障害の構造や関わり手の役割を検討してきた結果、子どもと他者あるいは事象との関係を援助することの重要性が明らかにされた。

2) 今後の課題

ことばの教室等における教師の実践記録などをもとに、子どもと他者あるいは事象との関係に対する援助を具体的、体系的に明らかにしていくとともに、それと子どもの言語力との関連性を検討することなどを通して、関係論的な立場からの言語指導理論の構築をめざしている。

知的障害教育研究部

養護学校又は特殊学級における知的障害教育は、知的障害の特性等を考慮し、生活主義を基本とした教育、具体的には生活単元学習を始めとする領域・教科を合わせた指導を中心に教育が行われている。このことにより知的障害教育では、知的障害教育における自立活動や総合的な学習の時間のあり方、生活主義教育における系統的な教科指導のあり方、自閉傾向のある児童生徒の養護学校教育のあり方など他の特殊教育諸学校にはない独自の課題がある一方で、軽度障害への対応や養護学校のリソースセンター化などの今日的課題に知的障害教育研究としていかに対応すべきかといった課題がある。

各研究室の研究活動

(1) 重度知的障害教育研究室の研究活動

1) 研究の経過と成果

この10年間では、学習指導要領に即して以下の3研究課題を実施してきた。

「重度発達遅滞児の社会行動とその変容に関する研究」(平成2～7年度)では、社会性の育成と遊びの指導との関連に焦点を当ててそれらの指導の実態を全国的に調査するとともに(平成5年刊行)、養護学校と地域、さらには特殊学級との交流教育場面の観察調査を行い、特殊学級の教師を中心とした支援体制が重要なことを見いだした。

「重度精神遅滞児の個々のニーズに即した指導方法に関する研究」(平成8～10年度)では、個別の指導計画の策定の要件を検討し、米国のIEPとオーストラリアでの支援システムを参考に具体的な方策を試行するとともに、実態把握の方法や指導計画の記述の仕方について検討した。

「知的障害養護学校における個別の指導計画の作成とその実際に関する研究」(平成11～13年度)では、児童生徒のニーズの把握、それに基づく個別の指導計画の作成と協議、さらに個々のニーズに即した指導の実施とその評価について研究協力校における実態を調査し、個別の指導計画の作成がニーズの把握と指導、評価のプロセスをスパイラルな関係にするのに役立つことを見いだしている。

2) 今後の課題

過去10年間の研究課題は遊びの指導、交流教育、個別の指導計画など学習指導要領に即して設定してきており、今後もその方針を継続したい。具体的には、①知的障害教育の教育課程における自立活動の位置づけと指導のあり方を新しい自立観から検討し、実践に役立つ指導事例集の作成を目指した研究、②学齢前から学校教育終了後までのライフサイクルの中で計画的、継続的に重度知的障害の児童生徒とその家族を支援するための関係機関のネットワーク作りを目指した研究が中期的な研究課題である。

(2) 中度知的障害教育研究室の研究活動

1) 研究の経過と成果

この10年間で、知的障害のある生徒の社会的自立を促すという観点から3研究課題を実施してきた。

「社会的自立を促すための指導内容・方法に関する研究」(平成4～8年度)では、自律性と自己選択スキルに焦点を当て、自己選択スキルを習得するための具体的プログラムの有効性を事例研究を通じて検討するとともに(平成6年2月刊行)、養護学校高等部2年生3名を対象として職場における自律性を高める指導を作業学習場面でを行い、自己管理手続きが指導法として有効であることを見いだした。

「知的障害養護学校における卒業生の支援に関する研究」(平成9～11年度)では、一般就労、職業訓練機関、福祉的就労の場に進んだ3事例についての本人・保護者・職場の責任者との面接調査と、社会への移行を支援するネットワークの事例研究を行い、移行後の支援を視野に入れた関係機関のネットワークを確立して地域全体で支援し、その中で学校が中心的役割をとることの重要性を見いだした。

「知的障害養護学校における職業教育と就労支援に関する研究」(平成12～15年度)では、職業教育の

充実と就労支援ネットワークの構築に寄与するため、職業学科と職業コース制、就業体験に関する予備調査を進めるとともに、労働・福祉機関・親の会などと連携した就労支援ネットワークの構築についてモデル化を試みている。

2) 今後の課題

知的障害養護学校高等部卒業者の約3割しか一般就労に付けず、約7割が福祉的就労に付くという現状と、地域での就労支援サービスの充実・拡大に向けての動向から、養護学校が在校生の就労を支援する上で最も重要になることの一つが、生徒が働くことの理解と意欲を持ち、その上で社会への進路を自己決定できるように指導内容・方法を系統化することである。そのための進路学習に関する研究が中期的課題である。

(3) 軽度知的障害教育研究室の研究活動

1) 研究の経過と成果

過去10年間では、「軽度知的障害の児童生徒の生活の質を高める指導」という共通テーマを掲げ、幼児期から成人期までのライフステージに応じた指導・支援に焦点を当てて研究を進めてきた。

平成4年度からの4年間には、就学前や小学校段階の幼児児童を対象に研究を進め、生活の中で必要な様々な力を育てるための教師や保護者向けの指導の手引書を作成し、関係者に配布した。

平成8年度からの3年間では、前期中等教育段階に焦点を当て、通常の学級に在籍する軽度知的障害等（学習障害等を含む）の生徒の学校内における教育の現状と課題について調査研究を行い、各教科により教師が感じる指導上の困難は様々であることや、通常学級内の指導だけでは不十分で専門的な個別指導の必要性があることを見いだした。

平成11年度から継続中の研究では、後期中等教育段階に焦点を当て、全日制普通高校・職業高校、通信制高校、高校内の軽度障害を対象とするコース、養護学校の高等部、フリースクールなど多様な場での軽度知的障害等（学習障害等を含む）の生徒への教育課程の特徴や指導方法、進路状況等の比較調査を実施している。

2) 今後の課題

過去10年間の共通テーマによるライフステージごとの研究を完了するには、大学や短大等の高等教育段階に焦点を当てた研究と、成人を対象にした社会教育（すなわち生涯学習）に焦点を当てた研究の実施が必要である。これらは、ともに障害のある人への Post-Secondary Education として欧米で着手されつつある領域であるが、わが国では軽度知的障害や学習障害の人の高等教育や生涯学習についての状況は全く分かっておらず、それらの実態把握と今後の方向性を見いだすことが中期的研究課題である。

肢体不自由教育研究部

肢体不自由教育研究室の研究活動

(1) 研究の経過と成果

従来、肢体不自由教育研究部は、主として肢体不自由養護学校における児童生徒の指導のあり方に関する課題を研究の中核に据え、特に学習指導要領における養護・訓練の内容に関する実際的な研究を行ってきた。

しかし、平成元年～平成6年度において当研究部が関わってきた特別研究「心身障害児の運動障害にみられる課題とその指導に関する研究」を行う過程で、特殊教育の分野において従前から捉えられてきた肢体不自由児に対する身体・身体運動観を、身体運動の機能的促進から人間関係を基盤とした表現の促進へとあらためて捉えなおすことの重要性について知見を得た。

そこで平成7年度から、地域社会や保護者との関係性、あるいは義務教育前後の課題や教師自身の課題をも視野に入れて指導展開のあり方を探るという方向性を打ち出し、一般研究課題をあらたに「肢体不自由児の教育的支援」（成果：神奈川県における肢体不自由特殊学級調査報告書等）と「肢体不自由を有する重度・重複障害児の指導に関する研究」とした。さらに、平成8年度から一般研究「重複した障害をもつ子どもとその家族に対する早期からの教育的支援に関する実際的な研究」（成果：同研究調査報告書等）を加え、実践的研究を行ってきた。この一連の研究を通して、（特殊）教育の分野とその他の分野（例えば医療、福祉）の連携に関するさまざまな課題について知見を得た。

また、平成11年度から一般研究課題をあらたに以下のように設定し現在実施中である。

- 1) 「運動に障害のある子どもの教育における指導とその評価に関する研究」
- 2) 「運動に障害のある子どもの教育における地域と学校とのネットワークに関する研究」
－保護者のニーズと地域の教育機能の検討に焦点を当てて－
- 3) 「障害をもつ子どもへの馬の特性を利用した指導に関する研究」
－自立に向けた心身一元論的な指導に焦点を当てて－

(2) 今後の課題

教育の現場における全国的な観点から、①既に肢体不自由養護学校在籍の児童生徒の状況は、その半数以上が重複した障害をもつ子どもたちであり、その障害の程度も重い②障害の多様な子どもたちが在籍している③内外の障害観、教育観が大きく変わりつつあり、特に保護者の肢体不自由教育へのニーズが従前とは異なってきている、等その現状は法的制度に基づく肢体不自由（養護学校）の意味とは大きく異なってきている。したがって、今後は従前とは異なった、より広くより深い研究の視点が必要となろう。

また、従前は障害児を対象にした既存の種々の指導法やそれらの理論的背景に基づく研究、すなわち既存のパラダイム（発達の促進や障害の軽減）に則った研究が行われていたが、今後は人間、社会、障害、教育等の本質をしっかりとふまえた観点からより創造的な研究活動が重要視されねばならない。

病弱教育研究部

病弱児とは長期にわたって医学的治療と生活規制を受ける児童生徒を指すが、近年の医学や医療技術の進歩と社会・文化の変遷は、対象となる疾患のみならず、障害、学習、さらに心身の状態における多様化をもたらした。これに伴い、病弱教育にも多様性と新たな役割が求められるようになり、当研究部でもそれに対応する研究を進めてきた。

病弱教育研究室の研究活動

(1) 研究の経過と成果（過去10年間を振り返って）

平成6年4月、初代病弱教育研究部長であった永峯博博士より原仁が病弱教育研究部を引き継いだ。当時までの一般研究は①病弱児（喘息、血友病等）の教育的取り扱いに関する研究、②中枢神経系疾患児の療育に関する研究、③特殊教育における教育と医療のかかわりに関する研究、④心理的問題を持つ病弱児の精神発達にかかわる造形活動に関する研究であった。

一般研究は研究部の基本的課題の枠組みの中で、研究者の専門性を尊重して企画されており、病弱教育研究部では現在まで、各々の研究者がひとつの課題をもち、それを部長が統括する形態で研究を進めている。また、研究成果の発表は積極的に学会発表や学会雑誌、専門誌に投稿することとしている。

原は平成7年より ①発達障害児のてんかん合併が学校適応に及ぼす影響に関する研究を開始し、その成果はこれまで「てんかんと教育」（シリーズ・援助の実際 Vol.9、社団法人日本てんかん協会、平成8年）、及び平成8年より毎年日本特殊教育学会にて、てんかん児・者の教育および生活支援についての自主シンポジウムを開催するという形でまとめてきた。同じく平成7年より、篁倫子研究員（当時）は ②極小未熟児の発達と学校適応に関する研究を開始し、「極低出生体重児の学童期の認知発達－経年比較と正期産成熟児との比較－」（日本未熟児新生児学会10、平成8年）及び「未熟児研究から言えること」（LD教育選書1：LDとは－症状・原因・診断理解のために－、分担、学研、平成8年）に成果を示した。平成8年からは武田鉄郎研究員（当時）が ③病弱児のセルフケアに関する研究を新たに開始し、「慢性疾患で入院している子どものセルフエフィカシーに関する研究」（小児の精神と神経37(1)）、並びに「不登校の経験をもつ慢性疾患児（中学生）のストレス対処特性、特殊教育学研究38(3)」等に成果を報告している。その後、これら一般研究の枠組みは変更されていない。一方、矢吹和美室長（当時）が平成10年度まで継続してきた④病弱児の教育的取り扱いと心理的援助にかかわる研究の中で、年間1巻ずつ発刊した病弱児の事例研究は第20集をもって完結し、我が国の病弱教育研究において特記すべき業績の一つとなった（病弱児の事例研究 第20集、国立特殊教育総合研究所、平成11年）。

(2) 今後の課題

慢性疾患児など、長く病む児童生徒の心のケアや、今後もその割合を増していくと予想される小児がんの子どもへの教育、さらに、療養を必要とする不登校を伴う心身症児童の実態把握等が、これから取り組むべき課題として挙げられる。

情緒障害教育研究部

当研究部では、心因的な情緒障害のみではなく自閉症をはじめ、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、不登校、精神病、神経症、かん黙など、幅広い要因によって生じる情緒障害を対象に研究を進めている。また近年、注意欠陥／多動性障害（ADHD）の教育に対する研究に関しては、社会的なニーズも高まっていることから、特に力を入れている課題である。

情緒障害教育研究室の研究活動

（１）研究の経過と成果

これまで、当研究部では自閉症児を中心とする情緒障害児の教育に関する研究を実施してきた。ここ10年の研究課題の中で、具体的な教育実践に関連するものでは「情緒障害学級における個別教育計画（IEP）の研究」（平成2～3年度）と、「情緒障害児の個に応じた指導援助に関する研究－チームティーチングを中心にして－」（平成6～8年度）の研究を挙げることができる。個に応じた個別援助に関する研究では、情緒障害特殊学級の中でチームティーチングが十分に機能しているかについて「VTRによる授業分析」や、「チームティーチングに関する評価表（試案）」を試用し、実際にTTを進めていく際の問題点や有効性、およびTTのあり方についての検討を行った。

また、自閉症児の行動特性や指導方法の有効性に関連するものとして、「自閉症児の認知特性に関する研究」（平成2～5年度）、「自閉症児をはじめとする障害児教育における音楽療法の有効性について」（平成10年度）、「自閉症児のコミュニケーションの発達を促す教材・教具の研究」（平成10年度）などの研究を実施してきた。音楽療法の有効性の研究では、養護学校の中で音楽を活用した資料を収集し、発達年齢や障害種別、ねらいに応じたデータベースの作成を実施してきた。これらの研究成果は、情緒障害特殊学級についての全国的な実態調査「全国小・中学校情緒障害特殊学級及び通級指導教室についての実態調査報告書」（国立特殊教育総合研究所、平成10年度）の内容を含めて、研究紀要としてまとめると共に学会発表等でもその成果を報告している。最近では、関心が広まりつつある注意欠陥／多動性障害（ADHD）に関する研究として、「注意欠陥／多動性障害児への教育内容・方法に関する研究」（平成11～12年度）及び「注意欠陥／多動性障害児の教育における医療との連携に関する研究」（平成11～12年度）の2つの課題を設定し、研究を進めている段階にある。平成11年度には、全国調査の中でADHD児が比較的多く認められた情緒障害通級指導教室に対してアンケートを実施し、ADHD児に対するより効果的な教育内容や方法についての調査を行った。

（２）今後の課題

注意欠陥／多動性障害（ADHD）に関する研究は、「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告書でも取り上げられ、社会的なニーズもあることから、具体的な指導方法等に関する研究が緊急の課題になると考えられる。また、従来から取り組んできた自閉症児の教育に関する研究や、学校が主体的に取り組む必要性の高い不登校に関する研究などが今後の研究課題として挙げられる。

重複障害教育研究部

重複障害教育研究部は、生命の維持が最優先の課題である子どもから、教科教育が可能な子どもまで、多岐にわたりさまざまな様相を示す重複障害の子どもを幅広く研究の対象としつつ、教育上さまざまな困難を有する子どもの個のニーズに応じて考えていくという取り組みを行っている。

この取り組みの一環として、「重複障害児の個に応じた教育に関する実際研究」を主題として、毎年視点を変えながら、外部の研究協力者とともに事例研究に取り組んできた。その成果は、「重度・重複障害児の事例研究集」としてまとめ、全国の盲・聾・養護学校や研究センター、福祉機関、教員養成大学等に提供してきた。教育実践を踏まえたこれらの事例研究を通して、当研究部は、重度・重複障害児の教育や療育に携わる方々に、指導内容や方法の例のみならず、これらの子ども達の行動理解に関する基本的視点を提供してきたと考える。

本事例集は平成13年度刊行分で25集を数えるが、最近3年間の副題としては、『『視る力』を育てる援助』（第23集）、「生活のひろがりに向けたコミュニケーション支援を考える」（第24集）、「子どもの理解」（25集）がある。

今後の課題としては、養護学校等に在籍する児童・生徒の障害の多様化・重度化・重複化に伴い、重複障害の教育内容・方法の一層の検討は勿論のこと、教育形態、教育体制、医療や福祉との連携、教育環境の整備等重複障害教育を巡る問題が山積みされている現状を受け止めつつ、その中でも特に、訪問教育の在り方の問題、病虚弱で常時医療的ケアを要する者の教育のありようの問題、重複障害教育の情報センターとしてのシステム作り等を優先課題として取り組んでいこうと考えている。

各研究室における研究活動

（1）重複障害教育第一研究室の研究活動

重複障害教育第一研究室は、視覚聴覚二重障害（いわゆる盲聾二重障害）児の教育に関する実際研究を総合的に行うために設置された研究室であり、学校教育の中で、十分な教育的対処がなされているとは必ずしも言い難い、先天的で重度の視覚聴覚二重障害児（その多くが知的障害や肢体不自由等の他の障害を併せ有している。）を対象とし、教育への導入期の具体的な指導内容・方法に関して、事例的・実践的研究を実施した。

平成10年度までは、視覚聴覚二重障害がもたらす生活上及び教育上の困難のなかでも特にコミュニケーションと移動・探索に焦点を当て、事例的な教育実践活動を実行することで、その指導内容・方法に関して実践的な資料を収集した。その成果は研究紀要に逐次報告されているが、平成10年度にはそれまでの研究成果を集約し、「目と耳の両方が不自由な子どもと係わりあうためにーコミュニケーション、遊び、生活をめぐって：父母と教師のみなさんへー」という、ブックレットを作成し、療育・教育機関に配布した。

また平成11年度からは、生活と教育の場への支援のあり方（家族支援、学校支援）に関して実際研究を進めた。すなわち①生活や教育の場で生じる種々の困難への対処、②家庭や学校での生活の組立や活動の編成、③個に応じた指導内容・方法の精選に関して、個別事例ごとに学校や家庭を訪問し、行動観察と関係者との協議によって支援のあり方に関して実践的な資料の収集を進めている。

平成5年度、10年度には就学前通園機関等と特殊教育諸学校を対象に全国調査を実施し、我が国の盲聾二重障害児の教育の実際に関して報告書を作成した。また平成11～12年度には欧米を中心としてこの教育の現状に関して調査研究を実施し、カリキュラム開発や学校コンサルテーションの視点からの研究の必要性が示唆された。

(2) 重複障害教育第二研究室の研究活動

感覚障害を伴う重複障害のある子どもの教育について、ニーズの高い具体的な問題を課題として選び、総合研究所の利点を生かし、視覚障害教育研究部及び聴覚言語障害教育研究部と密接な協力を図って研究を展開した。

- 1) 「シミュレーション体験による障害理解に関する研究－弱視・難聴を中心に－」
(平成6-8年度)

新しい体験型研修方法の開発に向けて研究を行った。この成果は、現在、本研究所の短期・長期研修及び特殊教育諸学校の教員研修に取り入れられているだけでなく、通常学級の障害のない生徒の障害理解促進のための有効な方法としても用いられている。(本研究は、視覚障害教育研究部と聴覚・言語障害教育研究部との共同研究である。)

- 2) 「重複障害児の個に応じた教育に関する実践的研究」(平成6-9年度)
- 3) 「感覚障害をもつ重複障害児にかかるチームによる総合的教育プログラムの研究」
(平成10-13年度)

当研究室に寄せられた全国各地からの教育相談で感覚障害をもつ重複障害児・家族・教員を対象に、研究所における集中合宿により、学校と家庭双方を視野に入れた指導プログラムについての研究を行った。平成10年度からは、多職種の専門家チームによる対応に焦点を当てて研究を展開している。

- 4) 「重複障害児のコミュニケーションにかかわる視覚系活動の評価」(平成8-10年度)
- 5) 「重複障害児の視機能評価と教育支援についての研究－特殊教育諸学校と通園施設での取り組みを通して－」(平成10-13年度)

重複障害のある子どもには高い頻度で視覚障害が見受けられるが、視機能の評価が困難なため、障害に応じた対応が未着手になっている場合が多いことが明らかにされた。平成11年度からは、盲学校・養護学校・通園施設等を協力機関として、重複障害児の視機能評価方法の開発、環境の整備、教材の工夫、教育プログラムの作成について研究を進めている。

(3) 重複障害教育第三研究室

当研究室は、知的障害、肢体不自由、病虚弱を併せ有する重複障害児の教育に関する研究を主として実施している。そのため、過去10年においては、特に ①進行性疾患を伴う Rett 症候群女児に関する研究(平成3-5年度)や、②常時医療的ケアを必要とするような重度・重複障害児への教育的対応に関する研究(平成6-7年度)を実施してきた。これらの研究においては、行動観察に基づく実態把握、実際的な係わりを通しての指導方法に関する検討、生理学的指標(心拍、酸素飽和度、呼吸運動曲線)を用いての子どもの内的状態の把握などが行われた。

また、平成7年度から10年度にかけては、訪問教育の実際に関する2つの調査研究を実施した。一つは訪問教育を実施している全国の特殊教育諸学校計432校を対象としたアンケート調査で、我が国の訪問教育の現状と課題が詳細に把握された。もう一つは神奈川県において訪問教育を担当している障害児教育の経験が豊かな9名の教師に対する調査で、訪問教育対象児童生徒の保護者との相互理解・相互協力に関する質問を行い、多くの示唆が得られた。この間においてはまた、訪問教育の実際の場で、担当教員とともに対象児の指導に関する実践研究も行った。

保護者への支援に当たっては、関係諸機関の連携も重要であり、これに関しては平成6年度から10年度に調査研究等を行ってきた。なお、平成8～10年度は肢体不自由教育研究部と連携して行った。

平成12年度現在、当研究室では、①「常時医療的ケアを必要とする重度・重複障害児への教育的対応に関する実態調査」研究と、②「肢体不自由を主とする重複障害児のコミュニケーションと探索活動の促進に関する実践的研究」を進めている。

情報教育研究部

情報教育研究部は昭和47年教育工学研究部として設置以来教育工学研究室1室のみだったが、平成4年10月より特殊教育情報研究室が加わり、2研究室となった。後者は、平成10年度から新たに設けられた特殊教育情報センター準備室、次いで特殊教育情報センター研究開発部門の中心的役割を担ってきている。したがって、ここでは教育工学研究部の研究活動として、教育工学研究室の一般研究と、平成9年度までの特殊教育情報研究室の一般研究について述べることにし、平成10年度以降の特殊教育情報研究室の研究活動については、特殊教育情報センター研究開発部門の項で紹介する。

なお、本年4月教育工学研究部は情報教育研究部と改称され、また特殊教育情報研究室も情報教育研究室となった。

各研究室の研究活動

(1) 教育工学研究室の研究活動

1) 研究の経過と成果(過去10年程度を中心に)

教育工学研究室においては、ハードウェア面である教育・訓練機器等の開発と、ソフトウェア面であるそれらの利用方法あるいは学習方法などの研究を実施してきた。この2つの面は実際には不可分の関係にある。近年コンピュータの普及に伴い、ハード・ソフト両面ともコンピュータに関連した研究が中心的な位置を占めるようになってきている。即ち、コンピュータの機能を活用して児童生徒の障害の状態を改善するために必要となる障害の状態に対応した入出力機器の研究開発や、障害に伴う学習の困難を配慮または補償するための学習用ソフトウェアの研究開発、及びこれらの普及方策を検討してきた。

また、特殊教育におけるコンピュータの普及や活用状況、課題などの把握を目的とした調査研究も実施してきた。

最近10年ほどの間に実施してきた研究開発の代表例を以下に述べる。

- ① VTR、レーザーディスク、音声合成装置、CD-ROM 等各種のメディアをコンピュータで制御して組み合わせることにより学習効果を上げることをねらった教育システムを開発した。この機能の中には、教師または学習者の選択に応じてメディアが選択されるもの、学習者の反応にコンピュータ制御の一種のロボットがフィードバックするもの、あらかじめVTRに録画した学習者自身の映像を利用して学習の動機づけを高めようとするもの等が含まれている。
- ② 障害がある児童生徒には、通常のコンピュータの入力装置(キーボード、マウス等)が使用できない者が存在する。そこで、個々の児童生徒の障害の種類や状態に応じて、キーボードやマウスの機能を代替するための装置の試作開発を行った。
- ③ 特殊教育諸学校においては、児童生徒の教育のための道具ないし手段としてコンピュータを含む様々な教育機器が導入・利用されている。また、市販及びに教師自作の教材・教具等も盛んに使われている。教育機器及び教材・教具等が、障害児の教育において、その道具ないし手段として、どのように位置づけられるか、体系的に把握することで、今後の特殊教育諸学校等における教育機器等の整備や教材教具を使った活用実践の方向性を明らかにした。
- ④ 障害のある児童生徒が主体的に活動をするためには、自分で外界に働きかけたり、外界からの情報を理解できる形で取り入れたりする手段が提供されなければならない。そこで、自立的な活動を支援する目的で、デジタルカメラや電器製品等を操作する装置や、時間の経過を視覚的に表示するタイムエイドなどの装置と、これらの装置に対応したソフトウェアを開発するとともに、教育活動における支援機器を「教育用支援デバイス」として整理・体系化し、障害のある児童生徒の自立的活動を促すという観点から、それらのニーズを定量的に把握することを試みている。

2) 今後の課題

情報教育研究部においては、今後も開発の側面と開発したものの利用・普及の両面から研究を続ける必要があると思われる。

今後の課題を考えるにあたっては、特殊教育諸学校におけるインターネット等の整備、情報教育の推進、さらに日米コモンアジェンダ等で取り上げられるなど国際的な課題となっている支援機器（アシスティブ・テクノロジー）の教育における活用などの背景を考慮する必要があると考える。また、ユニバーサル・デザインなどノーマライゼーションのためのテクノロジーの活用について基礎的な研究を進める必要がある。

(2) 特殊教育情報研究室の研究活動

1) 研究の経過と成果

特殊教育情報研究室においては、障害のある児童生徒の教育に関する情報の収集・提供・加工・蓄積に関する研究をテーマとして研究活動を行ってきた。研究室の設置当時、その黎明期にあったインターネットは、平成12年3月現在、およそ全国で6割の学校に接続されるまでに成長している。特殊教育情報研究室では、特殊教育における教育情報の重要性に着目して、特殊教育情報ネットワークの試験運用を開始し、とりわけ、日本国内外の特殊教育関係リンク情報の収集・整備を行ってきた。また、効果的な情報データベースの構築やネットワーク利用に関する障害者のアクセシビリティの確保等に関する研究を行ってきた。

平成4年度から平成9年度までに実施された一般研究課題は、以下の通りである。

- ① 平成4年度：「特殊教育情報ネットワークの試験運用の開始に関する研究」
- ② 平成5年度：「特殊教育情報ネットワークの構築とその効果的運用に関する研究」
- ③ 平成6～7年度：「特殊教育情報ネットワークの構築に関する研究」
- ④ 平成8～9年度：「高度情報化に対応する特殊教育分散型情報ネットワーク・システムの開発研究」
- ⑤ 平成8～9年度：「情報ネットワークを活用した教育方法の改善に関する実践的研究」

①から③までの研究課題は、本研究所に設置予定（当時）の「特殊教育情報センター」が、特殊教育に関する情報を収集・蓄積・加工・提供できるようになるための諸課題について検討することを目的として設定された。

④の課題は、インターネットの急速な普及に伴い、大規模な中心的組織が情報を収集・提供するよりも、小・中規模の分散した各組織が情報を収集し、インターネットを通じて相互に情報を提供し合うことにより、最新情報を迅速かつ経済的に利用することが可能となったため、このような情報利用形態に適合したネットワーク・システムの検討を行うことを目的として設定された。⑤の課題は、インターネットを利用することにより、特殊教育の教育方法をいかに改善することができるかについて、実践的に検討するために設定された。

上記の成果として、特殊教育情報センターの情報ネットワークの運用に関する基礎的な知見や、特殊教育諸学校におけるインターネットの利用状況に関する知見、さらにインターネット利用におけるアクセシビリティの改善に関する知見が得られた。

2) 今後の課題にかえて

特殊教育情報の収集・蓄積・加工・提供に関する研究は、ますます重要になり、特殊教育情報研究室の研究は、平成10年度から特殊教育情報センター準備室、特殊教育情報センター研究開発部門、現在は総合政策情報センター特殊教育情報研究部門へと引き継がれ、その中心的な研究課題となっている。

特殊教育情報センター

研究開発部門の研究活動

本年4月の改組により、特殊教育情報センターは総合政策情報センターとなり、特殊教育情報センター研究開発部門の役割は総合政策情報センター特殊教育情報研究部門に引き継がれた。

(1) 研究の経過と成果

平成8年4月に特殊教育情報センター研究開発部門が発足したが、平成8年度から平成9年度までは、教育学研究部特殊教育情報研究室の課題として一般研究が行われた。平成10年度からは、特殊教育情報センター研究開発部門として一般研究課題を掲げて研究を行ってきた。

平成10年度から平成11年度までは次の3つの研究課題を実施した。

まず、①「自作教材教具及び自作学習用ソフトウェア・データベースの実用化に関する研究」は、当研究所や特殊教育センター及び特殊教育諸学校等がインターネットなどの情報通信ネットワークに対応したデータベースを実用化する際の諸課題を検討することを目的として設定されたものである。この研究では、自作教材教具及び自作学習用ソフトウェア・データベースのフォーマット案を作成し、このフォーマット案に従いデータベースのプロトタイプを試作している。

また、②「特殊教育情報における個人情報の取り扱いに関する検討」は、特殊教育の領域における個人情報の取り扱いに関わる配慮点を検討することを目的として設定されたものである。この研究の成果として、教育相談及びインターネット利用の側面における、個人情報の取り扱い上の具体的な課題の検討を行い、その検討結果を踏まえて、第39回日本特殊教育学会において「特殊教育情報の収集と活用における個人情報の取り扱いをめぐる」というテーマで自主シンポジウムを開催している。

さらに、③「ネットワークに対応するデータベース構築に向けた基礎的研究」は、近年急速に普及してきたインターネットなどのネットワークに対応したデータベースを実用化していくための課題を検討することを目的として設定された。この研究では、ネットワーク対応型データベースのユーザ・インターフェイス及びセキュリティの現状について資料を収集し、インターネットで情報を公開する場合のセキュリティの課題を明確にしている。

平成12年度からは、以下の3つの研究課題を実施している。

まず、①「特殊教育情報の流通を促進する連携システムの研究」は、特殊教育センター等や特殊教育諸学校との間で特殊教育情報の流通を促進するための連携システムのあり方について、研究協力機関の協力の下に具体的な問題点を検討することを目的としている。

また、②「特殊教育情報の収集と提供における個人情報の取り扱いに関する研究」は、平成10年度から11年度にかけて行われた「特殊教育情報における個人情報の取り扱いに関する検討」の成果及び平成11年度から12年度にかけて行われた「特殊教育情報の収集と活用における個人情報の取り扱いに関する全国調査」を踏まえて、特殊教育情報の収集と提供における個人情報の取り扱いに関する諸課題を、さらに深く掘り下げることをねらいとしている。

さらに、③「ホームページリンク集を対象とした情報検索システムに関する研究」は、本研究所ホームページで提供している関係諸機関へのリンクリストにおいて、キーワードを基にリンク先のページを対象とした情報検索ができるシステムの開発に関する検討を行うことをねらいとしている。

これらの研究課題については、現在研究が進められているところである。

(2) 今後の課題

特殊教育情報研究部門における研究の今後の課題として、次のことが重要であると考えられる。

第一に、当研究所の総合政策情報センターから発信できる情報を充実させていくために、全国の特殊

教育センターや特殊教育諸学校の情報に対するニーズを組織的に把握するための研究。

第二に、特殊教育センター等との連携に関する研究が必要であり、全国の都道府県及び政令指定都市の特殊教育センター等との間で情報の相互提供及び相互利用を促進するような取り組み。

第三に、福祉・保健・医療領域や労働に関する領域の関係諸機関との間で情報の相互提供及び相互利用を促進するような取り組み。

第四に、海外の特殊教育の動向についても情報提供を行えるように、内外の特殊教育の制度・歴史及び教育の実際に関する情報を収集・分析・提供するための取り組み。

分 室

分室の研究活動

(1) 研究の経過と成果

国立特殊教育総合研究所分室は、自閉性を主たる症状とする児童等に対する教育の内容及び方法に関する研究を行うとともに、これらの者の教育に関し相談に応じ、必要な指導、助言を行うことを目的に、昭和51年に東京都武蔵野市に設置され、この設置目的に沿って研究事業と教育相談事業を継続している。この10年間に分室で実施した一般研究の概要は次の通りである。

「自閉児の認知・運動・言語機能等の障害特性に関する研究」(平成5年度まで)では、自閉症児の脳波等の生理学的情報を認知・運動・言語・記憶・思考等にかかわる課題遂行の過程で計測し、その時の課題遂行成績や反応時間等の行動的情報と対比させ、自閉症児の障害特性を検討した。その結果、自閉症児では課題に取り組む際に右半球の方が左半球より活動性が高まっている可能性があることなどを報告した。「自閉症児と通常の学級の児童生徒との交流教育に関する実際的研究」(平成6～8年度)では、教育現場での実践を通して、交流教育の課題等について検討した。「自閉症児・者に関する教育・研究動向の分析」(平成8～10年度)では、自閉症とその周辺の障害児に関する情報の収集と分析、さらに自閉症に関する情報のデータベース化についての検討を行った。「自閉症児・学習障害児の社会性の発達に関する研究」(平成9～11年度)では、自閉症児・学習障害児等の対人関係や社会性の発達を中心に、心の理論、社会的認知、触覚-運動系機能、視覚-運動系機能に関する研究を実施し、その結果、①自閉症の中核的特徴は、社会的技能の低さではなく、社会的認知の不適切さ、特に他者の考えや行動の意図を推測することの困難さにあること、②自閉症児における「他者の意図推測の困難さ」は、教師が自閉症児を日常的に観察することで適切に評価できること、③最近の自閉症研究で重要視されている「視覚・聴覚・触覚等の感覚系の異常(過敏または鈍感)」「他人からの接触に対する触覚防衛(嫌がる、逃げる)」「物の感触に対する触覚防衛」等は、教師を含めた外部の観察者から把握されにくい問題であること等が示唆された。平成12年度からは「自閉的傾向のある児童の社会性の発達と教育的支援に関する研究」及び「通常の学級における自閉的傾向のある児童の教育に関する研究」の2つの研究課題を設定し、調査、事例研究、実験的研究等を通して、自閉症児への教育的支援のあり方について検討を開始している。後者の研究では、通常の学級で自閉症児を指導している教師を対象に調査を実施した。その結果、①通常の学級の担任は自閉症児の行動面の問題で指導上の困難を感じていること、②そのため自閉症児を個別に支援する人の存在を必要としていることなどが明らかになった。

(2) 今後の課題

「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の最終報告(平成13年1月15日付)では、高機能自閉症児等の通常の学校に在籍する児童に関する研究の必要性が述べられ、判断基準、効果的な指導方法、指導の場、形態等について検討することが提言されている。

これは分室における今後の研究と、ほぼ重なる課題である。具体的には、①通常の学級に在籍する自閉症児の学校内での支援体制の検討、②通常の学級と通級指導教室・特殊学級との連携の在り方の検討、③自閉症児の社会的障害の本質の検討、④社会性を育てることを目指した指導方法・内容の明確化(支援プログラムの作成)等を中心に、分室では研究を進めて行く予定にしている。